

一般社団法人日本循環器学会医療安全委員会内規

平成23年 6月24日制定

平成25年 6月14日改定

(設 置)

第1条 定款第39条に基づき、本会に一般社団法人日本循環器学会医療安全委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目 的)

第2条 本委員会は、循環器領域の医療安全の向上を目的として、当該する医療安全に関する問題を検討する。またこれに関する案件を公益法人の社会的責任の範囲内で適正に審議し、外部機関との渉外を目的とする。

(組 織)

第3条 本委員会は、委員長 1 名、委員若干名及び幹事を以て組織する。

(委 員)

第4条 委員長は理事とし、理事会の議を経て、代表理事が委嘱する。

2. 委員は委員長が指名し、代表理事が委嘱する。
3. 幹事は、委員長の推薦により代表理事が委嘱する。
4. 任期は理事の任期とし、再任を妨げない。
5. 委員長、委員及び幹事は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員会)

第5条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

2. 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。
3. 委員会開催の都度、幹事は議事録を作成し、これを事務局にて保存する。
4. 委員会は第2条の目的を達成するため、若干数の実務小委員会を組織し、各々に委員長及び委員を置くことができる。
5. 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。
6. 幹事は委員長を補佐し、日常の業務について事務局を指導する。

(業 務)

第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。

- (1) 国・地方裁判所、その他からの鑑定人推薦依頼に関する業務
- (2) 医師推薦に関わる業務
- (3) その他医療安全に関わる業務
2. 委員は、上記外部機関への渉外を担当し、外部機関の要請に応じてこれらの主催する会議等に参加する資格を有する。
3. 本条第1項(2)の場合は、本委員会が定めた「鑑定人推薦業務手順」に準ずるものとする。

(計画・予算)

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、当該年度開始前に理事会に諮らなければならない。

(報 告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改 廃)

第9条 この内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、平成23年6月24日より施行する。